

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(経済産業省27-6-1)

施策名	6-1 産業保安	担当部局名	商務流通保安グループ 保安課 高圧ガス保安室 ガス安全室 電力安全課 鉱山・火薬類監理官付				政策評価実施予定時期	平成28年8月
施策の概要	高圧ガス、都市ガス、液化石油ガス、電気、鉱山保安、火薬類等の産業保安に係る規制に関し、新たな知見や技術動向等に対応した見直し・制度改正を随時行い、科学的・合理的かつ実効性のあるものとしていくとともに、その着実な執行を行う。					政策体系上の位置付け	6 保安・安全	
達成すべき目標	高圧ガス、都市ガス、液化石油ガス、電気、鉱山保安、火薬類等の産業保安の確保を図り、事故の発生・拡大を防止する。			目標設定の考え方・根拠		高圧ガス保安法、ガス安全高度化計画、電気事業法、第12次鉱業労働災害防止計画、火薬類取締法		
施策の予算額(執行額) (百万円)	25年度	26年度	27年度	施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		-		
	24,384 (20,149)	5,599 (3,575)	4,044					

【測定指標】

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度				
											前年比減	前年比減		前年比減
1 高圧ガスに関する人的被害を伴う事故件数 ()内が死傷者数 (年ベース)	-	-	前年比減	-	-	前年比減	前年比減	前年比減	前年比減	前年比減	前年比減	前年比減	前年比減	高圧ガス保安法第一条において、「高圧ガスによる災害を防止し、公共の安全を確保すること」という法目的が示されているため、人的被害を伴う事故件数を測定指標に選定。
2 都市ガスに関する人的被害を伴う事故件数 ()内が死傷者数 (年ベース)	42.6件	22年	20件	32年	前年比減	前年比減	前年比減	前年比減	前年比減	前年比減	前年比減	前年比減	20	ガスの保安に係る代表的な指標を設定。 具体的には、総合資源エネルギー調査会都市熱エネルギー部会ガス安全小委員会においてガス安全高度化計画を2011年5月に策定し、その中で2020年の人身事故件数を全体で20件未満とすることとしている。
3 LPガスに関する人的被害を伴う事故件数 ()内が死傷者数 (年ベース)	64件	22年	32件	32年	前年比減	前年比減	前年比減	前年比減	前年比減	前年比減	前年比減	前年比減	32	ガスの保安に係る代表的な指標を設定。 具体的には、ガス安全高度化計画に準じて、2020年までにLPガスによる人身事故の半減を目指すことにしたものの。
4 電気事業法に基づき報告された電気工作物の欠損等による死傷・物損の件数	-	-	前年度比減	-	-	前年度比減	前年度比減	前年度比減	前年度比減	前年度比減	前年度比減	前年度比減	前年度比減	電気の保安に係る代表的な指標を設定。
5 休廃止鉱山における坑廃水処理後の水質の排出基準等の遵守状況	-	-	100%	-	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
6 鉱山における度数率 (=延べ罹災者数/延べ実労働時間数)	-	-	0.85	25~29年度平均	0.9	0.81	0.84	0.82	0.80					第12次鉱業労働災害防止計画(平成25年経済産業省告示第68号)における目標値。また、鉱山からの坑廃水により、重金属が公共用水域に流れ出すことによる被害を生じさせないよう坑廃水処理を着実に実施する必要があるため、坑廃水の排出基準の遵守状況を100%と設定。
7 鉱山における強度率 (=延べ労働損失日数/延べ実労働時間数)	-	-	0.35	25~29年度平均	0.39	0.3	0.18	0.16	0.15					
8 火薬類に関する人的被害を伴う事故件数 ()内が死傷者数	-	-	前年度比減	-	-	前年度比減	前年度比減	前年度比減	前年度比減	前年度比減	前年度比減	前年度比減	前年度比減	火薬類取締法第一条において、「火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保すること」という法目的が示されているため、人的被害を伴う事故件数を測定指標に選定。

【達成手段一覧】

達成手段	予算額計(執行額) (百万円)			開始 年度	関連する 指標	達成手段の概要等	再掲	平成27年 行政事業 レビュー 事業番号
	25年度	26年度	27年度					
1 石油精製業保安対策委託費	229 (192)	231 (205)	245	昭和61年度	1	近年増加傾向にある高圧ガスに係る事故について、石油精製プラント等における高圧ガス保安法関係の主な事故について学識経験者等の第三者により科学的、技術的な事故原因の調査と再発防止策の検討を実施し、関係者に提供するとともに、リスク評価の指針の策定を行い事業者の確実なリスク評価の実施を促すことにより事故の発生を防止する。また、各種の高圧ガスの危険性評価及び高圧ガス取扱施設における地震・津波時の影響評価の手法に関する調査について、高圧ガス保安法の関係省令(規則)に規定する技術基準等の制定・改正を行う際の根拠となるデータを実験等により取得し、制度設計に必要な検討を行う。	5-1 資源・燃料	0233
2 高圧ガス等技術基準策定研究開発等	80 (78)	109 (96)	109	平成21年度	1.7.8	(1)高圧ガス等技術基準策定事業 産業保安関係法令(高圧ガス保安法、火薬類取締法)等で定める技術基準について、各分野における科学技術の進歩、海外の規制動向等を踏まえ、基準の見直し等に向けた調査研究等を行う。 (2)産業保安基盤整備・高度化事業 事故情報の原因解析や再発防止策の検討を行い、産業保安基盤の効果的な確保と、より一層の高度化に資する事業を行う。 (3)鉱山保安に係る調査研究事業 植物等を活用した水質浄化に係る調査研究を実施し、鉱山保安の効果的な確保と、鉱害防止事業の経済的負担の軽減に資する事業を行う。また、鉱山保安マネジメントシステムの導入度、災害発生状況等から、マネジメントシステムの構築、有効化に係る詳細分析を行い、システムの高度化を図る。	-	0512
3 高圧エネルギーガス設備の耐震補強支援	0 (0)	1,423 (340)	922	平成25年度	1	最新の耐震基準の適用を受けない既存の球形タンクや、保安上重要度の高い設備について、最新の耐震基準に適合させる耐震補強に係る費用の一部を補助する。 (1)球形貯槽ブレース(筋交い)補強支援事業(補助率1/2) (2)重要高圧エネルギーガス設備に対する耐震補強促進事業(補助率1/2)	5-1 資源・燃料	0297
4 高圧ガス設備の耐震補強支援事業	0 (0)	1,392 (437)	922	平成25年度	1	最新の耐震基準の適用を受けない既存の球形タンクや、保安上重要度の高い設備について、最新の耐震基準に適合させる耐震補強に係る費用の一部を補助する。 (1)球形貯槽ブレース(筋交い)補強支援事業(補助率1/2) (2)重要高圧ガス設備に対する耐震補強促進事業(補助率1/2)	-	0516
5 新エネルギー技術等の安全な普及のための高圧ガス技術基準策定委託費	15 (10)	91 (86)	91	平成25年度	1	学識経験者、専門家等により構成される検討会や、海外基準・規制の調査を行い、新エネルギー利用システムごとの高圧ガスの技術基準策定などの制度立案に活用する。	5-2 新エネ・省エネ	0406
6 高圧ガス保安法の適切な運用	-	-	-	昭和26年度	1	高圧ガスによる災害を防止するため、高圧ガスの製造、貯蔵、販売等を規制するとともに、民間事業者及び高圧ガス保安協会による高圧ガスの保安に関する自主的な活動を促進し、もって公共の安全を確保する。	-	-
7 石油ガス供給事業安全管理技術開発等委託費	314 (285)	350 (327)	275	昭和60年度	2.3	LPガスについては、①LPガスにおけるバルク貯槽等の安全かつ効率的な廃棄及び残留ガスの再利用及びマイコンメータ等を活用したガス消費設備等における災害時の漏えい試験等の技術基準(案)を作成②LPガスにおける保安技術の維持・向上のため、講習会の実施及び事故情報のとりまとめ・事故発生原因の分析・再発防止対策の検討③ラジオ広告等によるLPガス使用者への保安啓発といった事業を行う。 また、都市ガスについては、①過去の都市ガス事故の動向等の分析を踏まえ、ガスの需要家に対し適時・適切に保安広報、注意喚起を実施②都市ガスの安全性を確保するため、改善技術の調査等による規制及び技術基準等の見直し③関係者間で被災情報の共有化を図るためのガス防災支援システムの維持・管理等④改正ガス事業法施行に向けて必要となる対応に係る調査を行う。	5-1 資源・燃料	0228
8 ガス導管劣化検査等支援事業費	350 (293)	200 (182)	265	平成22年度	2	埋設から年数が相当程度経過すると腐食等による劣化が進みやすい白ガス管、黒ガス管、アスファルトジュート巻き管、ねずみ錆鉄管(以下「白ガス管等」)に対して、交換・修繕のために必要となる土木工事費の1/2を補助する。 工事の対象となる建物は、保安上重要な建物として、公共性の高い建物、不特定多数の人が集まる建物及び万が一事故が発生した場合に影響が大きい建物。具体的には、工業用建物、一般業務用建物、一般集合住宅。	5-1 資源・燃料	0246

9	ガス工作物技術基準適合性評価等委託費	-	0 (0)	66	平成27年度	2	過去の都市ガス事故の動向等の分析を踏まえ、ガスの需要家に対し適時・適切に保安広報、注意喚起を実施する。都市ガスの安全性を確保するため、大型マイコンメーターの内部微少漏えいの改善技術の調査等による規制及び技術基準等の見直しを行うとともに、大規模災害の減災、早期復旧等を図る観点から講じるべき対策に資するため、ガス工作物の安全解析等耐性評価シミュレーションを行う。また、関係者間で被災情報の共有化を図るためのガス防災支援システムの維持・管理等を行う。	5-1 資源・燃料	新27-0024
10	水素ネットワーク構築導管保安技術調査事業	110 (96)	111 (104)	99	平成23年度	2	現在、燃料電池自動車への水素供給開始(平成27年予定)に向けた水素ステーション整備に関する取り組みが進められており、その進捗とともに水素ステーション周辺等でのパイプライン供給が整備される可能性がある。また、CO2回収技術や炭素フリー水素導入技術開発が進展しており、面的な水素ネットワーク構築の環境が整備されつつある。これら水素パイプライン供給に際しての保安に対する懸念を払拭すべく、国として技術基準の整備に早急に取り組む必要がある。そのため、本事業では、供給設備の水素適用性評価および水素拡散挙動調査等を行う。	5-2 新エネ・省エネ	0352
11	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の適切な運用	-	-	-	昭和42年度	3	一般消費者等に対する液化石油ガスの販売、液化石油ガス器具等の製造及び販売等を規制することにより、液化石油ガスによる災害を防止するとともに液化石油ガスの取引を適正にし、もって公共の福祉を増進する。	-	-
12	ガス事業法の適切な運用	-	-	-	昭和29年度	2.3	ガス工作物の工事、維持及び運用を規制することによって、公共の安全を確保し、あわせて公害の防止を図る。	-	-
13	特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律の適切な運用	-	-	-	昭和54年度	2.3	ガス事業法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律と相まって、特定ガス消費機器の設置又は変更の工事の欠陥に係るガスによる災害の発生を防止するため、これらの工事の事業者を行う者の工事の監督に関する義務等を定めている。	-	-
14	未利用エネルギー活用等調査委託費	106 (97)	170 (67)	146	平成24年度	4	洋上風力発電等、実用化が近いと考えられる未利用の発電方式や、今後の普及拡大が期待される新しいタイプの太陽光発電設備や燃料電池等についての技術基準や規制の見直しを検討するため、専門家等による検討を通じて、安全面に関する技術的な調査・検討を行う。また、安全性を確保しつつ火力発電所のエネルギー使用効率を向上させるため、高強度・高耐食のクロム鋼を用いた高効率の火力発電設備における運転期間中の劣化による材料寿命、強度についてのデータを収集・分析する。	5-2 新エネ・省エネ	0379
15	再生可能エネルギー発電設備耐力調査費補助金	-	130 (27)	100	平成26年度	4	風力発電所については、風車落下事故の原因究明するため、事故が発生した発電設備に立地する風力発電設備の風況状況等の計測及び解析等の費用に対して補助を行う。また、発電用ダムについては、巨大地震への耐力やダム近傍の地層の変位を調べるための調査、解析等の費用に対して補助(補助率:1/2(上限 水力:5千万円、風力:1千万円))を行う。	5-2 新エネ・省エネ	0436
16	発電所環境審査調査委託費	67 (22)	90 (88)	104	平成15年度	4	①環境影響評価のクロスチェック 経済産業省による現地調査(海域・陸域・風力)を行い、事業者の環境影響評価をクロスチェックし、その結果を国の審査において活用する。 ②環境影響調査・予測手法の検討 新形式の発電設備による環境影響の調査・予測手法の確立に向けた調査を行い、事業者が適切に活用できる新たなガイドラインを策定すべく素案を作成する。	5-2 新エネ・省エネ	0308
17	電力設備電磁界情報調査提供事業委託費	20 (17)	20 (18)	20	平成19年度	4	民間団体等に委託し、電力設備から発生する電磁界の健康影響に関する国内外の研究動向、諸外国の規制動向等の調査を行う。また、電磁界の測定や電磁界の健康影響等について講演会の開催等を行い、有識者からの電磁界の健康影響等についての講演などを行うとともに、質疑応答を通じてリスクコミュニケーションの充実を図る。	5-3 電力・ガス	0474

18	電気施設保安制度等検討調査費	-	-	270	平成27年度	4	①技術基準の国際整合化検討、 ②災害に強い電気設備のあり方の調査、 ③電気設備から発せられる電磁界に関する情報の調査・提供、 ④電力システム改革等による電力事業環境の変化に対応した中長期的な技術課題の調査等を行い、規制整備やマニュアル等の見直しのための調査を行う。	5-3 電力・ガス	新27-0038
19	電気事業法の適切運用	-	-	-	昭和39年度	4	電気事業の運営を適正かつ合理的ならしめることによつて、電気の利用者の利益を保護し、及び電気事業の健全な発達を図るとともに、電気工作物の工事、維持及び運用を規制することによつて、公共の安全を確保し、及び環境の保全を図る。	-	-
20	電気工事業の業務の適正化に関する法律の適切な運用	-	-	-	昭和46年度	4	電気工事の作業に従事する者の資格及び義務を定め、もつて電気工事の欠陥による災害の発生防止に寄与する。	-	-
21	電気工事士法の適切な運用	-	-	-	昭和35年度	4	電気工事業を営む者の登録等及びその業務の規制を行うことにより、その業務の適正な実施を確保し、もつて一般用電気工作物及び自家用電気工作物の保安の確保に資する。	-	-
22	大水深海底鉱山保安対策調査委託費	46 (30)	70 (58)	65	平成25年度	6.7	本事業の目的は、今後、日本国領海内で活発化が予想される水深1,000mを超える大水深下石油・可燃性天然ガス開発に対し、国内外の保安技術動向等の調査を行い、その結果を、当面、本開発の危害防止及び鉱害防止上必要な情報として、国及び事業者で共有し、保安確保に寄与することである。そのため、平成22年4月に発生した米国メキシコ湾内の大水深下における石油暴噴事故などの大規模災害を踏まえ、主に国外における大水深下石油・可燃性天然ガス開発に対するリスク評価の見直し状況、欧米等諸外国における保安技術の最新動向及び法規制動向等の情報について調査をし、とりまとめる。	5-1 資源・燃料	0288
23	休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助事業	2,018 (1,990)	2,723 (2,108)	2,145	昭和46年度	5	鉱害防止義務者が存在しない鉱山にあつては、地方公共団体が事業主体となる鉱害防止事業(集積場の覆土、集積場の耐震安定化工事、坑口の閉塞、坑廃水処理等)、鉱害防止義務者が存在する鉱山にあつては、坑廃水処理事業者が実施する坑廃水処理事業のうち、義務者に原因行為のない汚染分(自然汚染・他者汚染)の処理費用に対し、おのおの補助金(補助率3/4)を交付する。	-	0510
24	金属鉱業等鉱害防止準備金制度	-	-	-	昭和49年度	5	金属鉱業等鉱害対策特別措置法第7条第1項の規定に基づき、産業保安監督部長が独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の鉱害防止積立金の積立額として通知した額について、鉱山の採掘権者又は租鉱権者が積立てを行った場合には、その積立額を限度に準備金積立額の損金算入ができる。	-	-
25	特定の基金に対する負担金の損金算入に関する租税特例措置	-	-	-	平成4年度	5	金属鉱業等鉱害対策特別措置法第12条の規定に基づき産業保安監督部長が独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の鉱害防止事業基金に拠出する額として通知した額について、事業者が拠出した場合に、その拠出額を損金算入の特例として認める制度。	-	-
26	鉱害防止資金融資(使用済特定施設鉱害防止工事及び坑廃水処理事業分)	-	-	-	昭和48年度	5	金属鉱業等の鉱山において使用を終了した坑道、捨石又は鉱さいの集積場(特定施設)に係る鉱害防止工事並びに当該特定施設に係る坑廃水処理事業に必要な資金の貸付。	-	-
27	鉱害防止資金融資(鉱害防止事業基金拠出分)	-	-	-	平成5年度	5	鉱山保安法上の鉱害防止義務を有する採掘権者又は租鉱権者が金属鉱業等鉱害対策特別措置法の規定により、(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構に設けられた鉱害防止事業基金に拠出するために必要な資金の貸付。	-	-
28	鉱害負担金資金融資	-	-	-	昭和50年度	5	金属鉱業等の鉱山の事業活動に伴い発生する特定有害物質(カドミウム、銅、ひ素)により被害が生じている農用地又は農業用施設について、国又は地方公共団体が実施する鉱害防止事業(公害防止事業費事業者負担法第2条第2項第3号に規定するものに限る。)に要する費用として定められた事業者負担金を負担するために必要な資金の貸付。	-	-
29	金属鉱業等鉱害対策特別措置法の適切な運用	-	-	-	昭和48年度	5	金属鉱業等の鉱山で使用される特定施設(坑道・集積場)の使用終了後の鉱害を防止するための事業の確実かつ持続的な実施を図るため、使用中の特定施設について鉱害防止積立金制度を設けるとともに、使用済特定施設について鉱害防止事業基金及び指定鉱害防止事業機関制度を設けて鉱害防止事業を計画的に実施させるため必要な措置を講ずることにより、鉱山保安法と相まって、金属鉱業等による鉱害を防止し、もつて国民の健康の保護及び生活環境の保全に寄与する。	-	-

30	鉱山保安法の適切な運用	-	-	-	昭和24年度	5	鉱山労働者に対する危害を防止するとともに鉱害を防止し、鉱物資源の合理的開発を図る。	-	-
31	事務費(産業保安監督官署)	75 (48)	71 (49)	65	-	5	(組織)産業保安監督官署に計上している鉱山災害の防止、鉱山施設の保全及び鉱害の防止を図るための鉱山保安監督及び検査に必要な事務費	-	0515
32	火薬類取締法の適切な運用	-	-	-	昭和25年度	8	火薬、爆薬、火工品などの火薬類について、製造、販売、貯蔵、運搬、消費、廃棄などの取扱いを規制することにより、火薬類による災害を防止し、公共の安全を図る。	-	-
33	賠償償還及払戻金(石炭じん肺訴訟に係る賠償金)	994 (612)	994 (592)	778	平成16年度	-	筑豊じん肺訴訟最高裁判決(平成16年4月27日)を踏まえ、証拠等に照らして和解条件を充足することが確認された原告と和解し、和解調書に基づき損害賠償金を支払う。	-	0513